

議案第 4 4 号

小田原市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が一部改正され、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分が追加されることに伴い、本市の消防団員についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

消防団員に係る退職報償金の勤務年数区分について、新たに 35 年以上の区分を追加することとし、当該区分における退職報償金の支給額を階級の区分に応じて次のように定めることとする。（別表関係）

階 級	勤務年数（35年以上）
団 長	1,079,000円
副 団 長	1,009,000円
分 団 長	949,000円
副 分 団 長	909,000円
部長及び班長	834,000円
団 員	789,000円

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日以後に退職した消防団員について適用